

猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例（案）に対する パブリックコメント及び町の考え方

意見募集期間：令和5年9月28日～令和5年10月27日

意見提出者数：1人

提出意見数：5件

■猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例（案）について提出された意見の概要と町の考え方

番	意見	区分	頁	章	大分	中分	小分	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方（対応）
1	1							条例第1条	本条例案の法的根拠と思われる「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）を明記してはどうか。	明記いたします。
2	1							条例第2条第2項	「猪名川町に関わる者」はどのような範囲か。	猪名川町を観光などで訪れる者やインターネット、SNSを通じて猪名川町における情報を配信する者を含みます。逐条解説で範囲を周知します。
3	1							条例第6条第2項	「必要に応じて」は必要か。	行政が強制するのではなく、町民自ら判断し、情報提供いただくことを目指していますので、「必要に応じて」としております。
4	1							条例第15条	本文中に「氏名等」の表現があるので、見出しも「氏名等」としてはどうか。	「氏名等」といたします。
5	1							その他	部落差別の解消の推進に関する法律と同時期に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されているので、具体的な取り組みをお願いしたい。	町障がい者（児）福祉計画に基づき、取り組みを進めます。